

建設工事事故報告書について

平成19年8月20日 技第84号
技術管理課長から土木部関係課長・各土木事
務所長・各特定建設事務所長あて通知

平成19年4月から国土交通省が委託している(社)全国土木施工管理技士会連合会が新たに工事事故報告入力システムを構築したことにより、今後、奈良県土木部発注工事にかかる事故報告書の作成はインターネットによることとします。工事事故の報告については、下記のとおりとします。

記

1. 事故報告書の作成

建設工事事故データベースシステムにより作成
システムによる作成については、別紙、「建設工事事故報告書作成マニュアル《請負者用》奈良県土木部」を参照してください。

マニュアルは技術管理課ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-3633.htm

なお、事故の定義外であれば、システム入力は不要ですが、事故の定義判定は、発注者が行います。

2. 事故報告書の様式

建設工事事故データベースシステムにより出力される様式

3. 事故報告書等の提出

建設工事事故報告書（請負者用）を1部提出

別途、監督職員に報告書の確認を受けた後、システムから監督職員にデータ送信を行ってください。

提出期日は、監督職員の指示に従ってください。

ただし、事故発生の一報は速やかに監督職員に報告し、労働基準監督署、警察署等の現場検証等の経過状況報告は監督職員の指示に従うこととします。

1. 対象登録事故の定義

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 （工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業（土木工事共通仕様書（案）奈良県土木部の総則「1-1-32交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という）が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。 ※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 （第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>
<p>死傷公衆災害 （工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
<p>物損公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p>

2. 報告書の種類

報告書	記入者	手順
事故発生状況調書	発注者	①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASセンターに送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。
発注者事故報告書	発注者	①発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。
請負者事故報告書	請負者	①請負業者が、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。

3. 手続きの流れ

記入者	手 順
発注者	①発注者の管内において発生した事故について、事故発生より速やかに事故状況調書を作成し、SASセンターに送信する。ただし送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASセンターは、調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを請負者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、請負者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、事業担当課、監理課、技術管理課に提出する報告書を印刷する。 ⑤事業担当課、監理課、技術管理課に事故報告書の提出後、SASセンターに報告書を送信する。
請負者	①請負業者は、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けて後、インターネットからログインし、請負者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信する。期限等は発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）があるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがってログイン後開いた画面に記入すればよい。

